

- 団員 矢野 芳照
- 広島県消防協会
- 安芸支部長表彰
- 功労章(9人)
- 第1分団(中溝)
- 団員 徳本 将史
- 第2分団(萩原)
- 団員 尺田 荘一
- 第5分団(出来庭)
- 団員 寺垣内 栄作
- 第6分団(城之堀)
- 団員 花岡 秀城
- 第7分団(新宮)
- 団員 荻野 孝雄
- 第8分団(川角)
- 団員 谷水 義春
- 第9分団(平谷)
- 団員 梶山 孝之
- 団員 四宮 和彦
- 第10分団(団地)
- 団員 二井本 泰彦
- 勤続10年以上(4人)
- 第4分団(呉地)
- 団員 吉國 英和
- 団員 片川 博樹
- 第8分団(川角)
- 団員 赤野 良太
- 第9分団(平谷)
- 団員 坊田 直樹
- 熊野町長表彰
- 勤続5年以上(9人)

～商品券が当たったと呼び出されて～

《相談内容》

アンケートに応募したら、「商品券が当たりました」と5日前に電話で呼び出された。4～5時間にわたり、電化製品や国内外旅行が格安になる特典つきの会員権を勧誘された。また「海外旅行で困らないように英語を勉強しなければならない」と言われ、英会話教材のCDも勧められ、合計で82万円の契約をしてしまった。支払いが困難であるため解約したい。

《アドバイス》

このように、電話や郵便などにより「会社の説明をしたい」「プレゼントを取りに来てください」「あなただけ特別に」などと、販売目的を隠して、消費者を営業所などに呼び出し、商品やサービスを売りつける商法を「アポイントメントセールス」といいます。

営業所などに行くと、何時間も数人の販売員に勧誘され、契約せざるを得なくなります。

アポイントメントセールスは、たとえ営業所で契約した場合でも不意打ち性が高いため訪問販売にあたり、このケースでは契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフにより無条件で解約することができます。

クーリング・オフ期間が過ぎた場合でも、「帰りたい」と言ったのに帰してもらえず、その結果契約した場合などは、「消費者契約法」により契約の取り消しを主張することができます。

「特定商取引に関する法律」の改正により、販売目的を隠して、公衆の出入りしない場所(ホテルの一室、車の中、カラオケボックスなど)に誘い込んで勧誘することは禁止されました。(生活環境課)

- 第4分団(呉地)
- 団員 小塚 博通
- 第5分団(出来庭)
- 団員 近藤 光宏
- 団員 山吹 道夫
- 第6分団(城之堀)
- 班長 米倉 康一
- 団員 佐々木 敬造
- 団員 木村 直樹
- 第7分団(新宮)
- 団員 藤友 竜也
- 第8分団(川角)
- 団員 阿川 健二
- 第9分団(平谷)
- 団員 藤原 誠

しています。
裁判所からの通知は、「特別送達」という特殊な郵便で送付されます。
「特別送達」の場合、ハガキや普通郵便で送付されることはありません。郵便物は印鑑をつけて受け取ることが原則なので、郵便受けに投げ込まれることはありません。
封筒には、裁判所名と「特別送達」という記載があります。
書類には、事件番号及び

事件名が必ず記載されています。
架空請求の郵便物がもし届いたら弁護士事務所や裁判所からと見られる郵便物が届いた場合、すぐには連絡せず、身に覚えがあるか、冷静になつて確認し、封書などに記載されている番号・住所に問い合わせることはやめましょう。記載されている電話番号は架空請求業者の連絡先であることの可能

性が高く、そこに連絡すると個人情報を与え、更なる被害を招くこととなります。このような郵便を受け取った場合には、消費者生活相談窓口などに連絡しましょう。
問合せ先
広島県生活センター
(生活環境課)
223・6111

暮らしの情報

優良消防団員表彰(敬称略)

1月9日(日)に熊野町消防団員、海田地区消防署熊野出張所員が町民グラウンドに集結し、平成17年消防出初式を開催しました。

式典では、長年勤続している優良消防団員が表彰されたほか、分列行進、観閲などを行い、公開訓練では、消防団が放水競技、海田地区消防署熊野出張所が火災防衛・人命救助訓練を行い、日頃の訓練の成果を披露しました。

(生活環境課)

平成17年消防出初式開催



広島県消防協会会長表彰

勤続25年以上(4人)

本団

副団長 山吹 富邦

第4分団(呉地)

副分団長 荒谷 精二

第6分団(城之堀)

分団長 榎崎 英二

第10分団(団地)

副分団長 木村 茂実

勤続20年以上(4人)

第1分団(中溝)

班長 道土井 忍

第5分団(出来庭)

分団長 福垣内 春司

副分団長 上野 勲二

第10分団(団地)

団員 佐々木 豊美

勤続15年以上(5人)

本団

部長 西村 隆雄

第5分団(出来庭)

班長 有村 義彦

第7分団(新宮)

副分団長 前森 豊

第8分団(川角)

団員 藤井 知道

ご存じですか?

ごみステーションは、利用者の皆さまで管理されています。決められたごみステーション以外への持ち込みはできません。持ち込むと、管理されている方に迷惑がかかります。

皆さまのご協力をお願いします。(生活環境課)

無料点検商法のリフォーム工事にご注意を

「床下や屋根などを無料で点検する」と言って家に入り込み、「このままにしておくと大変なことになる」「来年からは使えなくなる」などと不安をあおるような点検結果を報告して、器具の取り付けや補強工事、改修工事を強引に売り込むという事例が増えています。こうした契約トラブルに対応するため、平成16年11月に特定商取引法が改正されました。

改正のポイント
勧誘目的の明示の義務付け
勧誘行為をする前には、

理容店、美容店、クリーニング店の お店選びはSマーク登録店で



Sマークは、厚生労働大臣認可の標準約款制度に従って営業しているお店です。

このSマークを店頭に表示しているお店なら安全、衛生、技術が保証され、皆さまの信頼できるお店選びの大きな目安となります。

また、万一の場合、事故賠償基準に基づいた補償も受けられます。

問合せ先 財団法人 広島県生活衛生営業指導センター 234-0430

(生活環境課)

「これは契約を目的とした勧誘だ」と相手に伝えることが義務付けられました。ウソや重要事項の不告知に対する規制強化
不当契約の取り消し
虚偽・誇大広告の規制強化
クリーニング・オフの強化

また、契約を結んだ後では、解約手続きでこじれるケースもあるため、
・安易に訪問販売を迎え入れない
・点検の際には必ず一緒に立ち会う
・同じような工事について2社以上に見積もりを請求する
・契約をするときには、必ず書面で行う
など、自分でもできる対策を心がけましょう。

(生活環境課)

架空請求に
「ご注意ください！」
裁判所・弁護士事務所などを装った架空請求が発生